

◎空き家利用希望者（買いたい・借りたい）Q&A

質問①

利用登録の申請ができるのはどのような人ですか？

空き家情報バンク制度にご賛同いただける方で、にかほ市に移住定住、二拠点暮らしなどを希望し、空き家の購入や賃貸を希望される方ならご登録できます。また、にかほ市在住の方もご登録できます。

質問②

利用登録の申請には何が必要ですか？

次の書類をにかほ市にご提出ください。市で内容を確認させていただき、適当と認めた場合、利用登録となります。

①にかほ市空き家情報利用希望者登録申請書（様式第3号）

②誓約書（様式第4号）

質問③

利用登録をするとどのようなサービスを受けられますか？

にかほ市で空き家情報バンク登録物件と利用希望者とのマッチングを行い、利用登録者のご希望に合う物件をサイト内でご紹介します。また、気になる登録物件の現地見学、売買などの契約交渉を申し込むことができます。なお、空き家バンク制度において、にかほ市は空き家に関する情報提供と連絡調整のみを行います。所有者と利用希望者との間における交渉や契約についてのトラブルなどには関与できません。物件の交渉や契約については不動産業者が行います。

質問④

気になる物件の現地見学を申し込みたいです。日程調整していただけますか？

利用希望者の都合の良い日に現地見学を行えるように物件を担当する不動産業者と調整しますので、お気軽にお問い合わせください。

質問⑤

起業したいと考えています。空き家バンクで空き店舗はご紹介してもらえますか？

空き家情報バンクに登録されている物件に限りませんが、店舗兼住宅の物件であればご紹介できます。なお、店舗、事務所、工場などの住居部分が含まれない物件については、空き家情報バンク登録対象外となっていますので、ご紹介できません。

詳しくは、企画振興部連携推進班までご相談ください。 TEL0184-43-7510



質問⑥

農業を始めようと考えています。田畑も空き家と一緒に借りることはできますか？

空き家情報バンクに登録されている空き家の敷地内にある家庭菜園（農地と認められるものを除く）については、一緒に借りる（購入）することはできますが、田んぼや畑などの賃貸は農地法で制限される場合があります。なお、空き家バンクに田んぼや畑などの農地は登録できません）

詳しくは、企画振興部連携推進班までご相談ください。 TEL0184-43-7510

※農地に関するお問い合わせは、農業委員会事務局 TEL0184-38-4308

質問⑦

登録物件の交渉を申し込みたい場合は、どうすればいいですか？

にかほ市に交渉したい物件を電話やメールにてお知らせください。交渉の申し込みを直接不動産業者へ連絡していただいても大丈夫です。物件を管理する不動産業者による仲介により、所有者との交渉を行っていただきます。

詳しくは、企画振興部連携推進班までご相談ください。

TEL0184-43-7510 MAIL : renkei@city.nikaho.lg.jp

質問⑧

利用登録の内容変更や取消したい場合は、どうすればいいですか？

空き家情報バンクに利用登録している内容に変更または取消をしたい場合は、「にかほ市空き家情報登録台帳・利用希望者登録台帳登録事項変更等届出書」を提出してください。詳しくは、企画振興部連携推進班までご相談ください。 TEL0184-43-7510

質問⑨

空き家を購入した場合はどのような補助金やサポートを受けられますか？

移住者が空き家情報バンクに登録されている物件を購入し、住民票を移した場合に「定住奨励金制度」をご利用いただけます。そのほか住宅リフォームに係る補助金制度もご利用いただけます。対象となる補助金の上限などが今お住まいの地域や世帯数によって変わります。

詳しくは、企画振興部連携推進班までご相談ください。 TEL0184-43-7510

※住宅リフォーム補助金については、建設課建設管理班まで TEL0184-38-4307

質問⑩

利用登録の手続きはどこでできますか？

にかほ市役所象潟庁舎企画振興部連携推進班の窓口までお越しください。

また、にかほ市移住定住ポータルサイト「にかほ一む」にてご登録申請が可能です。

にかほ一むHP⇒すまい⇒空き家情報バンク⇒空き家情報登録制度の手順でお進みください。

詳しくは、企画振興部連携推進班までご相談ください。 TEL0184-43-7510

〒018-0192 にかほ市象潟町字浜ノ田1

にかほ市役所象潟庁舎2階 商工政策課ふるさと創造班

TEL0184-43-7510 MAIL renkei@city.nikaho.lg.jp

